

書面添付で実地調査の確率はどの程度下がるのか？

税務調査対策メルマガ Vol.1002
2021年6月23日久保憂希也より

法人税の申告件数と実地調査件数

「書面添付制度」とは、税理士が税務署に対して「この申告書類は適正ですよ」と専門家としての“お墨付き”を与え、責任を持って税務署への対応をしてくれる制度です。

●法人税の申告件数(全国)・・・2,896千件「平成29事務年度 法人税等の申告(課税)事績の概要」

●法人税の実地調査の件数(全国)・・・98千件

「平成29事務年度 法人税等の調査事績の概要」⇒法人の実地調査率=98千件÷2,896千件=約3.4%

次に、法人の書面添付件数と意見聴取件数、さらには調査省略件数などから各確率を算出します。

これらの数値に関しては、国税が管轄の税理士会を通して公表しているものになりますが、今回は東京国税局管轄の数値を用いて計算します。

※「平成29事務年度 書面添付法人の意見聴取等状況」(東京都における所管税務署のみ)によるもの

A 法人税の申告件数:589,660件

E 意見聴取件数:1,046件

B 税理士関与件数:525,160件

F 意見聴取割合:E÷C=約3.4%

C 書面添付件数:30,399件

D 書面添付割合:C÷B=約5.8%

この段階で理解できることは、

【書面添付をしない場合の実地調査率 ≒ 書面添付をした場合の意見聴取割合】

ということです。上記では「3.4%」で(たまたま)一致していますが、この率はほぼ同じになるはずで

なぜなら国税側としては(書面添付なしの)実地調査率と意見聴取の実施割合がほぼ同じになるように、意見聴取の件数にノルマを課しているからです。

これは、書面添付をした方が得・損がないように配慮した施策(ノルマ)でしょう。

続けて、意見聴取から調査省略になる割合も算出しておきましょう。

G 調査省略件数:789件

H 調査省略割合:G÷E=75.4%

つまり、意見聴取されてから実地調査に移行する割合は4件に1件にしかありません

全体を総括すると、下記になります。

●100法人に書面添付しないで申告する ⇒ 年間3~4法人に実地調査が入る

●100法人に書面添付をして申告する ⇒ 年間3~4法人に意見聴取が実施 ⇒ 実地調査になるのは1法人

結論、意見聴取される確率は、実地調査と同じであっても、実地調査の確率は4分の1になるというものです。

公表されている数値からでも、これだけ精緻な確率論を導き出すことが可能です。書面添付を希望される方は、弊所までご連絡ください。

【今月の経営格言】 いい会社とか悪い会社とかは無い。あるのは、いい社長と悪い社長である。

by 一倉定 (経営コンサルタント)